

小特集

インターネットに対応する  
納本制度改正の動き

インターネットが社会に不可欠のインフラとなっている今日、インターネット上で公開される著作物の数も日増しに増加しています。

その一方で、このような著作物は、作成や消去が容易で不安定であるという特性を持ち合わせており、国民の知的営為の成果物が時の経過とともに消えてしまうことが懸念されています。

そこでこれらの著作物を「納本制度」により収集・保存し、次世代に継承しようとする動きが出てきています。本号では、納本制度によるこれらの著作物の収集を開始するニュージーランド、ドイツ、フランスの3か国の概況を紹介いたします。

CA1612 ニュージーランドにおける法定納本制度改正の動き

ニュージーランドでは2006年8月12日、電子的ドキュメント (electronic documents) も納本の対象に含めた新納本制度がスタートした。

経緯

ニュージーランド国立図書館 (National Library of New Zealand : NLNZ) は、2001年に電子情報資源の収集・管理等に関する中期計画を策定し、2003年に国立図書館法を改正した (CA1537 参照)。そして、翌2004年に、改正法の第31条を踏まえ、図書および定期刊行物の納入に関する規程 “National Library Requirement (Books and Periodicals) Notice 2004” を定め7月1日に施行した。そして2006年5月11日、2年越しの審議を経て、電子的ドキュメントの納入に関する規程 “The National Library Requirement (Electronic Documents) Notice 2006” を告示した (以下 Notice 2006)。5月の告示から8月の発効までの期間に、NLNZは出版者への文書の送付、説明会の開催およびホームページでのアナウンス等で、新納本制度の周知に努めた。

The National Library Requirement Notice 2006

Notice 2006 は、電子的ドキュメントをオフライン・ドキュメント (off-line documents) とインターネット・ドキュメント (Internet documents) に分けて規定している。

オフライン・ドキュメントとは、①磁気的メディア (magnetic media ; フロッピーディスク、ハードドライブ、オーディオテープ、ビデオテープなど)、②光学的メディア (optical media ; CD、DVD など)、③電子的電子情報貯蓄装置 (electronic electronics

storage device ; USB、メモリーカードなど)、である (3条)。出版者はオフライン・ドキュメントを発行した20営業日以内に2部 (当該出版物が1,000ニュージーランドドル (逐次刊行物は年間の購読料が3,000ニュージーランドドル) 以上の場合は1部) 納本しなければならない (第5条)。複数の言語で出版された場合はそれぞれの言語につき納本する (第6条)。

インターネット・ドキュメントに関しては出版者に納本の義務を課さず、NLNZが複製を通じて収集することを定めている (第8条)。ただし、複製が困難な場合、NLNZが出版者に対して複製の補助を求めることができる。

また、Notice 2006は電子的ドキュメントの納本の例外規定を設けている。それは当該電子的ドキュメントが、①官公庁が業務の処理に必要な情報源として作成した資料もしくは、②公文書と同程度の公開、保存が保障されている資料である場合には、大臣の許可を得た上で納本が免除されるというものである (第9条の2)。

新納本制度の運用

NLNZは2004年に電子情報資源の収集、保存、提供を一元的に管理するソフトウェア NDHA (National Digital Heritage Archive) プログラムの開発を発表した。このプログラムの開発のため、NLNZは2006年5月13日にSun Microsystems、2006年8月11日にEndeavor Information Systemsと協力関係を結んでいる。

インターネット・ドキュメントの収集はウェブ・ハーベスタによる機械的収集が中心となる。しかし、年報および調査ドキュメント (consultation documents) 等の情報価値の高い資料については自発的納本を呼びかけている。

またNLNZは、Webブラウザを利用して、オンラインでインターネット・ドキュメントを納本できるようにしている。出版者はユーザー登録を行い、インターネット・ドキュメントのアップロードを行う。続いてアップロードしたインターネット・ドキュメントに対して、著者名、タイトル、ISBN、ISSN等のメタデータを、出版者が付与して登録が完了する。このインターネット・ドキュメントのオンライン納本システムは2005年9月より試験的に稼働している。

このほかメールで納本することも可能である。また、情報収集のために自動的に配信されるメールマガジンやメーリングリストにNLNZのメールアドレスを追加するよう呼びかけている。

収集されたインターネット・ドキュメントは、基本的にインターネットを通じて利用に供される。ただし、利用者は所定の画面にユーザー名とパスワードを入力する必要がある。有料サイトや会員向けサイトといったアクセスに制限のあるインターネット・ドキュメン

トの場合は、同時に3人までしか閲覧できない。

NLNZ の新たな納本制度はまだ始まったばかりである。今後の展開に注目したい。

(収集部国内資料課：熊倉優子<sup>くまくらゆうこ</sup>)

- Ref: National Library of New Zealand. "National Library of New Zealand (Te Pura Mātauranga o Aotearoa) Act2003". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/Act03-19.pdf>>, (accessed 2006-10-19).
- "National Library Requirement (Books and Periodicals) Notice 2004". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/RequirementNotice2004.pdf>>, (accessed 2006-10-19).
- "National Library Requirement (Electronic Documents) Notice 2006". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/2006118.pdf>>, (accessed 2006-10-19).
- "Legal Deposit for New Zealand publishers". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/en/services/5legaldeposit.html>>, (accessed 2006-10-19).
- "National Library Takes Next Step in Preserving Digital Heritage". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1147320272>>, (accessed 2006-10-19).
- "Extended Legal Deposit Regulations Come Into Force 12 August 2006". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1155100358>>, (accessed 2006-10-19).
- "Endeavor Information Systems Announces First Partnership for Long-Term Access and Preservation of Digital Content with the National Library of New Zealand". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1154899822>>, (accessed 2006-10-19).
- "Harvesting Digital Heritage". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1159154472>>, (accessed 2006-10-19).
- "Legal Deposit Code of practice". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Code%20of%20Practice.pdf>>, (accessed 2006-10-19).
- "Frequently asked questions about Legal Deposit". (online), available from <[http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Frequently\\_asked\\_questions\\_about\\_Legal\\_Deposit\\_\(August\\_2006\).pdf](http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Frequently_asked_questions_about_Legal_Deposit_(August_2006).pdf)>, (accessed 2006-10-19).
- Sun Microsystems. "New Zealand to Digitize and Preserve National Heritage". (online), available from <<http://www.sun.com/smi/Press/sunflash/2006-03/sunflash.20060313.2.xml?cid=155>>, (accessed 2006-10-19).

## CA1613 XXXXXXXXXX ドイツにおけるオンライン出版物の法定納本制度

ドイツでは、2006年6月28日にドイツ国立図書館法が公布され、翌29日から施行された<sup>(1)</sup>。この法律は、連邦レベルの納本図書館であるドイツ図書館(Die Deutsche Bibliothek)の名称をドイツ国立図書館(Die Deutsche Nationalbibliothek)に改めるとともに、パッケージ系の出版物に加えオンライン出版物についても同館への納入を発行者に義務付けることを主な内容としたものである<sup>(2)</sup>。

法律の制定から間もないこともあり、依然、不確定な部分もあるが、以下、これまでに明らかにされた情

報を基に、新たに創設されたオンライン出版物の納本制度の概要を紹介する<sup>(3)</sup>。

### 収集範囲

オンライン出版物は、活字、図画、音声のいずれの形態であれ納入義務の対象である。紙媒体での出版物と同じ内容で発行されたものも、また、データベースのようにオンライン出版物に特有のものも、納入義務の対象である<sup>(4)</sup>。内容的には、逐次刊行物、モノグラフ、辞典などは義務的納入の対象だが、単なる告知情報や商品カタログなどは対象外である<sup>(5)</sup>。

なお、収集範囲は、近々行われる納本令や収集方針の改訂により、明文化される予定である<sup>(6)</sup>。

### 収集方法

収集方法は、1) 地域の納本図書館の協力の下での納入、2) ドイツ国立図書館のサイトを通じた納入、3) ハーベスティング(ロボットによる収集)、の3とおりに大別される<sup>(7)</sup>。ただし、学位論文については、それ以外の方法として、大学図書館を通じたオンラインでの収集が既に1998年から行われている<sup>(8)</sup>。

2)の方法により収集する場合には、次のような手順を踏むことで、納入者・納入出版物の真正性の確保が図られている<sup>(9)</sup>。

- ・オンライン出版物を納入しようとする者は、まず、ドイツ国立図書館(以下「図書館」という。)にメール、FAX、郵便等の手段で通知を行う。通知を受けた図書館は、納入用のIDとパスワードをメールで通知者に送付する。
- ・納入者は、送付が確実になされることを確認するために、所定のフォームに記入した「通知様式」をオンラインで図書館に送付する(配付されたID、パスワードはこのとき使用する)。「通知様式」が問題なく送付された場合には、図書館から送付用のIDがメールで送付される。
- ・納入者は、送付用IDを用いてオンライン出版物を図書館に送付する。

なお、納入先は、フランクフルト市にあるドイツ・ビブリオテーク(Die Deutsche Bibliothek)か、ライプツィヒ市にあるドイツ・ビューヘライ(Deutsche Bücherei)のいずれか一方であるが(両者はいずれも図書館を構成する一部門である)、納入者の居住地によって一義的に決定されることになる。

### 書誌の作成

納入者は、納入するオンライン出版物のメタデータを図書館に送付する<sup>(10)</sup>。これにより、図書館の整理作業の合理化が図られる。整理されたオンライン出版物の書誌は、全国書誌に掲載される<sup>(11)</sup>。

### 利用提供

図書館は、ゲッティンゲン州立・大学図書館、ゲッティンゲン学術データ処理協会、IBM社との共同プロジェクトにより、技術革新によってソフトウェアが変